

新規採用職員の条件付採用期間の延長について

1 結論

職員の条件付採用期間の延長について、現行の勤務日数不足の場合に加えて、正式採用になるためには職務を遂行する能力の実証が十分でないと認められる場合に、1年に至るまで延長することができるものとする。

2 経緯

新規採用された職員は、地方公務員法第22条の規定に基づき、原則6か月の条件付採用期間が設けられている（民間企業の試用期間に相当するもの）。

現行では、原則である6か月の約半分の90日に満たない勤務日数しかない場合に、90日に達するまでその条件付採用期間を延長するものとしている。

今般、新規採用された職員が、採用後に不安定な出勤状況となったために正式採用するための能力実証が不十分となってしまうような事態に備えて、規則改正を行うもの。

3 改正案

新	現行
第2条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる正式採用になるためには職務を遂行する能力の実証が十分でない</u>と認められる場合においては、<u>1年に至るまでその条件付採用の期間を延長することができる。</u> <u>(1) 当該職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務成績が良好でない</u>と認められる場合 <u>(2) 当該職員の容易に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基づき、その職務の遂行に支障がある場合又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合</u>	第2条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。